

**みやぎきの食の魅力発信・販路開拓事業（メディアプロモーション
及びイベント等開催）
委託企画提案競技実施要領**

1 目的

この要領は、みやぎきの食の魅力発信・販路開拓事業（メディアプロモーション及びイベント等開催）に関する委託事業者を選定するための企画提案競技について、公正かつ適正な審査を実施するため、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

「みやぎきの食の魅力発信・販路開拓事業（メディアプロモーション及びイベント等開催）に関する業務委託仕様書」に記載のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日まで

4 委託料

24,000千円（消費税、地方消費税を含む。）を上限とする。

うち、2,000千円を目安として、みやぎきローカルフードプロジェクト（LFP）のプロモーションに係る業務を行うこと。

また、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払いにより支払う。

5 参加資格

以下の(1)～(7)の条件全てを満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- (4) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (5) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く）に未納がない者
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、又は同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の

規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

項目	日時
公 告	令和6年4月19日（金）
質問受付期限	令和6年5月2日（木）正午まで
参加申込受付期限	令和6年5月10日（金）正午まで
企画提案書提出期限	令和6年5月22日（水）正午まで
プレゼンテーション審査	令和6年5月27日（月）
選定結果通知	令和6年5月29日（水）まで

8 質問受付及び回答

(1) 質問受付

① 提出先

下記14を参照

② 受付期限

令和6年5月2日（木）正午まで

③ 受付方法

別紙1を電子メールで提出すること

(2) 回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

9 参加申込

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙2）を提出すること。

① 提出先

下記14を参照

② 提出期限

令和6年5月10日（金）正午まで

③ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類

下記①から⑥を1セットとして8部提出し、⑦は1部提出すること。

- ① 企画提案書（A4版、ページ番号を挿入）
- ② 実施体制及びスケジュール（A4版）
- ③ 見積書及び見積明細書（A4版）
※宛先は「宮崎県知事 河野俊嗣」とし、内訳は税抜き表示を基本とする。押印省略する場合は、担当者氏名及び連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記載すること。
- ④ 会社概要（既存のもので可）
- ⑤ 業務実績（過去3年以内の地方公共団体等との契約実績）
- ⑥ 発信実績（プロモーション内容とその後の購買実績）
- ⑦ 誓約書（別紙3）

(2) 提出方法等

- ① 提出先
下記14を参照
- ② 提出期限
令和6年5月22日（水）正午まで
- ③ 提出方法
持参又は郵送により提出（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段で提出すること。）

11 審査の実施

審査方法はプレゼンテーションによる企画提案競技方式とし、次のとおり審査を実施して、最も優れた提案を選定する。

なお、審査は県職員で構成する審査委員会で、審査基準書（別紙4）の項目について評価を行う。

[プレゼンテーション審査]

- ① 審査方法
オンライン（Teams）によるプレゼンテーション審査とする。
- ② 内容
企画書及びプレゼンテーション内容を総合的に審査の上、契約の相手方を決定する。
- ③ 審査日
令和6年5月27日（月）
- ④ 時間
各提案者のプレゼンテーション時間は、説明20分と質疑応答10分の計30分以内とする。
- ⑤ 審査結果通知

令和6年5月29日（水）までに、採択・不採択に関わらず書面で通知する。

⑥ その他

- ・ プレゼンテーションの順番は、原則として企画書の受付順とする。時間については、別途通知する。
- ・ プレゼンテーション開始1時間前に接続テストを行うこととする。
- ・ Web会議ツールが何らかの原因で使用できず、審査が困難となった場合、別途日時を指定して実施する。
- ・ 採用された企画書は、協議の上、変更することがある。

12 契約の締結等

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

13 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 本業務の企画提案に要する一切の費用は候補者の負担とする。
- (3) 本企画提案競技の参加により県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 提出された資料は返還しない。

14 連絡先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県 総合政策部 産業政策課 企画推進担当
(担当 芥川、湯浅)
TEL : 0985-26-7052 FAX : 0985-26-0047
E-mail : sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp
CC : akutagawa-rinta@pref.miyazaki.lg.jp